

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人の妻及び請求人に対し、令和5年10月17日付けで行った保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法性・不当性を主張している。

保護申請すら求められることもなく、口頭で却下。

東京都総務局法務課に問い合わせをした時、改めて、申請書を提出して、却下の書類をもって都庁に来てください、とのアドバイスに従い、ご相談にきましたが、都庁は何もしてくれず、書類を出すだけ・・・・という事。これ自体が問題。

また、この書類が〇〇区に戻っても、内容は変わらないような事を言われ、病院診断書の提出も、必要なし、と言われて、勝手に内容を判断された。戻っても同じです。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和 6 年 7 月 8 日	諮問
令和 6 年 1 0 月 1 5 日	審議（第 9 3 回第 3 部会）
令和 6 年 1 1 月 1 8 日	審議（第 9 4 回第 3 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法の補足性の原則

法 4 条 1 項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法 8 条 1 項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。これを踏まえ、保護費は、厚生労働大臣が定めた「生活保護法による保護の基準」（昭和 3 8 年 4 月 1 日厚生省告示第 1 5 8 号。以下「保護基準」という。）に従って、要保護者各々について具体的に決定される。

(2) 保護の種類

法 1 1 条 1 項は、保護の種類として、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助等を定めている。

(3) 生活扶助の移送費

生活扶助について、法 1 2 条は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、同条各号に掲げる事項の範囲内において行われるとし、その範囲に移送（2 号）を定めている。

そして、保護基準別表第 1 第 3 章 3 は、移送費の額を「移送に必要な最小限度の額」と定める。

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 3 8 年 4 月 1 日社発第 2 4 6 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第 7 ・ 2 ・ (7) ・ アは、移送は、次のいずれか（(ア)から(カ)まで）に該当する場合において、なるべく現物給付の方法によって行うこととし、移送費の範囲は、必要最小限度の交通費、宿泊料及び飲食物費の額と

すること等を規定する。これら限定列举された事項の中に、同居者がインフルエンザに罹患し、その感染予防のため自主隔離する場合は、定められていない。

(4) 医療扶助の移送費

医療扶助について、法 15 条は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、同条各号に掲げる事項の範囲内において行われるとし、その範囲に移送（6 号）を定めている。

そして、保護基準別表第 4・医療扶助基準 4 は、移送費の額を「移送に必要な最小限度の額」と定める。

「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和 36 年 9 月 30 日社発第 727 号厚生省社会局長通知。以下「本件要領」という。）第 3・9・(1)は、移送の給付について、個別にその内容を審査し、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものであること、経済的かつ合理的な経路及び交通手段についての判断に当たっては、同一の病態にある当該地域の他の患者との均衡を失しないようにすることとし、同・(2)は、給付の範囲についてアからクまでに給付を行う場合の交通費、燃料費及び搬送代を掲げる。

(5) 保護の変更の申請に対する決定・通知

法 24 条 9 項により準用される法 24 条 3 項は、保護の実施機関は、保護の変更の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないものとしている。

(6) 局長通知及び本件要領の位置付け

局長通知及び本件要領は、いずれも地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく法の処理基準である。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、本件申請は、同居する家族がインフルエンザを発症したため、自主隔離するとして請求人がホテルに宿泊した費用の支給を求めるものである。

保護は、法によって行われ（法 4 条 1 項）、その種類及び範囲は、法及び保護基準等により定められているところ（1・(1)ないし(4)）、本件申請はホテル宿泊費用の支給を求めるものであることから、法が定める移送費の支給対象となるかを検討する。

まず、生活扶助による移送費については、局長通知第7・2・(7)・アが移送費を支給する場合を限定列挙しているが、その中に、同居者がインフルエンザに罹患し、その感染予防のため自主隔離する場合は、定められていない(1・(3))。

次に、医療扶助による移送費が支給されるのは、療養の必要がある患者に係る交通費等であり(1・(4))、同居者がインフルエンザに罹患し、その感染予防のため自主隔離する者は患者ではないから、医療扶助による移送費は支給されない。

したがって、同居する家族がインフルエンザを発症したため自主隔離した際の請求人のホテル宿泊費について、これを支給する根拠が法にはないから、保護の対象とすることはできない。

なお、処分庁は、本件申請について、ケース診断会議において検討の上、本件処分に係る通知書により本件処分を行っており、この点においても法の定め(1・(5))に則って適正に行われたものと認められる。

以上のことから、本件処分は、上記1の法令等の定めに基づいて適正になされたものであって、違法又は不当な点があるとは認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、本件処分の違法性・不当性を主張する。

しかし、本件申請に対して保護費を支給する根拠が法にはないことは上記2のとおりであるから、請求人の主張は採用することができない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

山田攝子、青木淳一、澄川洋子